

令和 6 年度

小型動力ポンプ積載車
(トラックベース)

仕様書



静岡市消防局

小型動力ポンプ積載車（トラックベース）仕様書

1 総則

番号	内 容	詳 細 等	
1	目的		
	この仕様書は静岡市消防局（以下『本市』とする。）が令和6年度に購入する小型動力ポンプ積載車（以下『車両』とする。）の仕様及び関係事項について定める。		
2	購入台数等		
	全2台 駆動方式及び車両総重量による内訳は下記のとおり		
	駆動方式	車両総重量	消防団（置場）名
	4WD	完成後の車両総重量を4トン未満とすること（車検証記載数値）。	①静岡第30分団 足奥置場
	2WD	完成後の車両総重量を3.5トン未満とすること（車検証記載数値）。	②清水第11分団 鳥坂置場
3	納入期限等		
	(1) 納入期限	令和7年3月27日（木）	
	(2) 車両納入日	本市と協議し決定する。	
	(3) 納入場所	消防ひろば 静岡市駿河区南八幡町10番30号	
4	適合法令等		
	(1) 順守法律等	①道路運送車両法 ②道路運送車両の保安基準 ③消防法 ④緊急自動車として承認を得られること。 ⑤その他の関係ある法令通達等の全て	
	(2) 自動車検査証記載事項	①自動車の種別：普通 ②用途：特種 ③車体の形状：消防車	
5	協議事項等		
	(1) 打合せ	①契約後製作前に、早急に本仕様書及び添付図面等に基づく打合せを本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 なお、打合せの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねた上で契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。 ②車両に関する全てのことについて、受注者は本市の担当者と連絡を取ること。	

	(2) 疑義	本仕様書に疑義が生じた時又は、使用するシャシの規格等により、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する必要がある時は、受注者は速やかに本市に連絡のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。
6	承認図について	
	(1) 承認後の製作	承認図を提出し、本市が承認後に製作を開始すること。
	(2) 期限	打合せの進捗状況により決定する。
	(3) 部数	2部（製本すること。）
	(4) 提出書類詳細	①ぎ装工程表（中間検査、完成検査予定日を明記すること。） ②使用シャシのメーカー名、型式及び諸元の一覧表 ③車体図面関係等 （下記に準じて提出すること。） ア シャシ2面図（A3判） イ ぎ装図（前・後・左側面・右側面・上部の5面図：A3判） ウ ぎ装関係電気配線図 エ その他の必要な図及び本市が指示するもの
7	中間検査	
	(1) 検査時期	塗装直前（ぎ装工程の都合で、変更も可能とする。）
	(2) 検査場所	受注者指定場所
	(3) 提出書類	①中間検査依頼書を提出すること。 ②提出期限：概ね受検30日前まで ③記載内容：検査日、検査場所を明記すること。
	(4) 検査項目	①ぎ装全般 ②シャシ ③各装置の位置、機能等の確認 ④その他必要な事項
	(5) その他	資機材の仮止めを行うこと。
8	検収（完成検査）	
	(1) 検査時期	車両納入時
	(2) 検査場所	本市指定場所
	(3) 提出書類	①自動車検査証（写し・車両ごとに4部） ②自動車損害賠償責任保険証明書（写し・車両ごとに4部） ③緊急自動車届出確認書（写し・車両ごとに4部） ④保管場所標章番号交付通知書

		<p>(写し・車両ごとに4部)</p> <p>⑤リサイクル券(写し・車両ごとに4部)</p> <p>⑥納入内訳書(2台とも別にすること。)</p> <p>(車両ごとに1部)</p> <p>⑦完成図面(車両ごとに2部)</p> <p>⑧工程写真(車両ごとに1部)</p> <p>⑨各種積載品等取扱説明書(車両ごとに1部)</p> <p>⑩シャシ取扱説明書(車両ごとに1部)</p> <p>⑪各種保証書(車両ごとに1部)</p> <p>⑫その他本市で指示するもの</p> <p>(部数は指示する。)</p>
9	緊急自動車申請関係	
	(1) 期限等	車両の納入30日前まで。 申請事務は受注者が行うこと。
	(2) 部数	各3部
	(3) 提出書類	<p>①車両譲渡証明書(写し)</p> <p>②物品売買契約書(写し) 表題部・署名捺印部を写す。</p> <p>③改造関係(写し) 改造自動車等審査結果通知書又は新規検査等届出書(3面図もA4判、1枚へ全部入れる。)</p> <p>④完成写真 (カラー、前・後・左・右の4枚1組)</p>
10	新規登録等	
	(1) 新規登録事務	新規登録事務は受注者がすべて実施後に納入すること。
	(2) 登録順	登録番号順は、原則、静岡、清水の順とし、更にもその中で、分団名内の数字が少ない順とするよう、調整すること。
	(3) 法令等適合	車両が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、受注者が解決すること。
	(4) 費用負担	新規登録に伴う費用(自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金は除く)は受注者の負担とする。
	(5) 自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金の請求	<p>登録時は受注者が先に支払うこととし、納入時に本契約とは別にその金額を請求すること。</p> <p>自動車損害賠償責任保険については25ヶ月の加入とする。</p> <p>保険契約者住所：静岡市葵区追手町5番1号</p> <p>保険契約者氏名：静岡市</p>

11	車両の管理等	
	(1) 納入前の損傷等	受注者は検収前に車両を損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、全責任を負うこと。
	(2) 最終点検	車両完成納入時にはシャシ、ぎ装部分及びその他車両の全ての部分の点検整備（洗車等を含む）を実施すること。
	(3) 取扱説明	本市が指示する時及び場所で取扱説明を実施すること。
	(4) 費用負担	上記についての費用は全て受注者負担とすること。
12	保証	
	(1) 書類	保証書を提出すること。
	(2) シャシ部分	メーカー標準とすること。
	(3) ぎ装部	納入後1か年とすること。
	(4) 保証期間中	本車両（装備品等含む）の修理、輸送等無償で保証すること。
	(5) 保証期間後	本市が車両を使用する期間中において、設計、製作及び材質等の不備による、受注者側の責任とされる故障等が発生した場合は、無償で保証すること。
13	サービス点検	
	(1) シャシ部	メーカー標準とすること。（1か月又は1,000km、6か月又は5,000km点検等）
	(2) ぎ装部	納入後1か年経過直前（保証期限切れ前）
14	その他	
	(1) 書類様式	①様式はA4判縦の横書き、左側の縦綴じとすること。 ②写真にあつては、L判、カラー、光沢紙で、A4判ファイルに綴じること。 ③デジタル写真の場合上記に準じた印刷とすること。
	(2) 新製品等	①契約後、本仕様書に記載してある付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされた場合は協議すること。 ②発表された新製品等が本仕様書に記載してある付属品等と比較して機能及び性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡を取り協議すること。
	(3) 同等品の取扱い	①本仕様書に記載の積載品及び付属品等は、同等以上の規格性能を有し、また取付け、積載スペースの関係で寸法等が本仕様書に適合すること。 ②契約金額に変動を及ぼさないものに限り、それ

		を証明する書類を本市に提出し、本市が承認した場合に同等品と認めるものとする。(1-6承認図提出時確認すること。)
(4) 燃料		車両納車時には燃料タンク(車両、付属品及び携行缶)の全容量を満たすこと。(満タンで納車)
(5) 補足		①契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。 ②本車両運用上当然必要となる機能、装備品等については、本仕様書に明記されていなくても備えること。 ③その他、本仕様書に明記されていない点は、受注者公表の標準仕様とすること。 ④打合せ時等に本市が指示した事項は、この仕様書追補とする。 ⑤本車両製作にあたり、仕様書内に工業所有権(特許権)その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者が解決し、その旨を本市に報告すること。

2 ギ装概要及び注意事項

番号	内 容	詳 細 等
1	ギ装概要	
	(1) 仕様書の熟知	受注者は本仕様書の内容を熟知して、製作すること。
	(2) 寸法等	寸法については、承認図作成前に、本市の指定する車庫の大きさを確認すること。
2	ギ装の注意事項等	
	(1) 重量、バランス、強度等	①走行性能を考慮し、車両重量の軽量化及び車体のバランスを適正にすること。 ②車体強度は充分考慮すること。 ③基本的に左右対称とすること。
	(2) 組み立て精度及び仕上げ	①組立て精度及び仕上げは充分注意すること。 ②各部の接合部、チリ及び隙間等は精度を高くすること。 ③防水の必要箇所は処理をすること。
	(3) 溶接	①溶接部分の強度には充分注意すること。 ②必要な箇所は点付けではなく全周及び開先溶接等とすること。

	(4) 材料及び材質等	①指示するものを除き金属とすること。 ②材料等は何れも新品を使用すること。 ③特に指示するものを除き JIS 規格品等を使用すること。 ④プラスチックは難燃製品とすること。 ⑤ゴムは耐油性を考慮すること。 ⑥木材は充分乾燥させ、変形及びたわみ等がないようにすること。
	(5) 電気配線	①配線は、絶縁性及び耐久性に優れたもので、各電装品の容量以上のものを色分けして使用すること。 ②振動及び接触により短絡しない構造とすること。 ③配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避けること。 ④雨水のかかる部位の端子等は防水処理を施すこと。 ⑤熱の影響を受ける部分は、耐熱性ケーブルの使用又は遮熱板の取付け等断熱処理を施すこと。 ⑥配線がボディ等を貫通する部分は、グロメット等で摩耗防止処理を施すこと。 ⑦キャブ内床面等でケーブルが摩耗する恐れがある部分は、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。 ⑧キャブ天井等車外へ配線を敷設する場合は、車体下部から取り回し及びルーフへ配線取り出しパイプ等を用いた防水対策を施すこと。 ⑨ヒューズについては、下記のとおり 3-2-15 記載のとおり 6-3-(7) 記載のとおり

3 シャシ関係

1 シャシの選定

次に掲げる条件に適合し、当車両に適したシャシを選定すること。

番号	内 容	詳 細 等
1	車体の形状	①ダブルキャブ ②キャブオーバー
2	全長	概ね 5.20m
3	全高	概ね 2.50m (無線アンテナを除く。)
4	全幅	概ね 1.70m
5	ホイールベース	概ね 2.50m
6	定員	6人以上
7	エンジン	①4WD：クリーンディーゼルエンジン 2WD：ガソリンエンジン

		②最高出力 100ps 以上
8	かじ取り装置	右ハンドル
9	燃料種別及びタンク容量	① 4WD：軽油 2WD：ガソリン ②60L 以上 油種及びタンク容量を明示すること。
10	変速装置	①前進 4 速以上・後進 1 速のオートマチックトランスミッション ②メーターパネル内にギヤポジション表示を設けること。

2 装備品（数量＝車両 1 台当たり）

シャシメーカー公表装備品の他、次に掲げるものを装備すること。

番号	品名	数量	規格詳細等
1	エンジン回転計	一式	①車両標準装備品又は適正品 ②運転席で確認できるものとする。
2	パワーステアリング	一式	車両標準装備品
3	パワーウィンドウ	一式	車両標準装備品
4	集中ドアロック	一式	車両標準装備品
5	電動折りたたみ式左サイドミラー	一式	車両標準装備品
6	ラジオ	一式	車両標準装備品（AM・FM）
7	後退警報器	一式	車両標準装備品又は適正品
8	エアコンディショナー	一式	車両標準装備品
9	フォグランプ	一式	車両標準装備品又は適正品
10	シート	一式	ビニールシートとすること。
11	サンバイザー	一式	①車両標準装備品 ②運転席及び助手席
12	タイヤ	6本	① 静岡第 30 分団 足奥 スタッドレスタイヤとすること。 ② 清水第 11 分団 鳥坂 オールシーズンタイヤとすること。 2024 年製以降のものとする。
13	ドライブレコーダー	一式	株式会社コムテック HDR-204G 又は同等品以上とすること。
14	安全装置	一式	法令適合品 ①エアバッグ ②ABS ③衝突被害軽減ブレーキ ④車両安定性制御装置 ⑤車線逸脱警報装置

			⑥後退時車両直後確認装置 ⑦すれ違い用前照灯の自動点灯機能
15	ヒューズ	一式	シャシ標準以外に、ヒューズが必要な場合は、標準ヒューズボックス付近に、他の設置箇所の位置及び種類を明記すること。

3 付属品（数量＝車両1台当たり）

シャシメーカー公表付属品の他、次に掲げるものを付属すること。

番号	品名	数量	規格詳細等
1	サイドバイザー	4枚	①車両純正品（各ドア） ②大きさが2種類以上ある場合は、大型とすること。
2	マッドフラップ	一式	①適正品 ②4輪分
3	フロアマット	一式	①車両純正品（前後席分） ②ゴム又はビニール製とすること。
4	キー	3本	標準付属品を含む。
5	非常用信号灯	1個	①法令適合品 ②乾電池式（電池付き）
6	停止表示板	1個	法令適合品
7	ブースターケーブル	一式	①車両電圧対応品 ②長さ約5m
8	牽引ロープ又はワイヤー	一式	適正品
9	工具セット	一式	①工具はJIS規格品又は車両純正品とすること。 ②種類 ア ジャッキ×一式 イ ホイルナットレンチ×一式 ウ プライヤー （呼び寸法 200 mm）× 1 エ モンキーレンチ （呼び寸法 250 mm）× 1 オ スパナセット（6本組） （0810、1012、1113、1214、1417、1719） カ メガネレンチ× 1 （エンジンオイルドレンプラグ対応品） キ プラスドライバー × 1 中型 ク マイナスドライバー× 1 中型
10	鉄製ツールボックス	1個	①適正品 ②ジャッキ以外の工具全てが収納されること。

11	タイヤチェーン	一式	①適正品・金属製 ②金属バンド付き
12	予備タイヤ・ホイール	1本	①ホイールは車両純正品 ②ホイールは塗装しないこと。 ③予備タイヤは、各車両3-2-12タイヤに指定したものと同一タイヤを付属すること。 ④2024年製以降のタイヤとすること。

4 車体ぎ装（数量=車両1台当たり）

番号	種 別	数量	仕 様 詳 細 等
1	キャブ外部		
	消防団章	一式	クロムメッキ、直径約150mm、裏板付き
2	キャブ内部		
	(1) ルーフ内側	一式	車両純正の成型ルーフ又はビニールで内装をすること（ビニール内装の場合、電装品、配線等の点検のためチャック等容易に開口可能なこと。）。
	(2) 中央部手摺り	一式	①前部座席と後部座席の間で左右のピラー間に手摺りを取り付けること。 ②材質は鉄製またはステンレス製とすること。 ③S型金具を6個取り付けること。
	(3) 保護板	一式	①キャブ昇降時に塗装の剥がれ及び摩耗等のおそれのある箇所には、保護板を取り付けること。 ②アルミ又はステンレス製とすること。
3	車体上部		
	(1) 材料	一式	縞板はアルミ製とすること。
	(2) 車体上部	一式	アルミ縞板張りとし、周囲に1段手摺りを設けること。 各資機材の取付装置を設けること。
4	車体側部		
	(1) 側板	一式	①車体側板は車両の横バタを取り外し、鉄板張りとすること。 ②折りたたみ式脚掛を取り付けること。取付位置等については1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。
	(2) 吸管取付装置	一式	①後部左側側板を車体内側にオフセット吸管的取付装置を取り付けること。 ②吸管的の長さは8メートル
	(3) 資機材収納ボックス	一式	①前部に左右貫通の収納ボックスを設けるこ

	ス		と。 ②運転席側は、ボックス内部天井付近に手摺り棒を設け、S字環フックを10個設けること。 棚の手前側には、収容物の落下防止として、1段手摺りを設けること。 ③助手席側は、2段の棚とし、棚の手前側には収容物の落下防止として、2段式のパイプローラー型手摺りを設けること。 ④最下段の中央部に、取り外し可能な手摺り棒を設け、左右2分割できる構造とすること。
5	車体後部		
	(1) 小型動力ポンプ積載装置	一式	①手動式油圧昇降装置（引き出し用レール付き）を設けること。 ②昇降装置は、手を挟まないよう、夜光塗料又は夜光テープ等で明示すること。 ③積載する小型動力ポンプにあわせて製作すること。なお、小型動力ポンプにあっては、本市が支給する。小型動力ポンプのメーカーに対する各分団の内訳は下記のとおり。 ア B-3級 トーハツ VF53BS型 静岡第30分団足奥 イ B-3級 シバウラ FK450型 清水第11分団鳥坂 ④小型動力ポンプを積載装置に積載した状態で自動充電ができるようにすること。
	(2) 小型動力ポンプ用サーチライト取付装置	一式	サーチライトの取付装置を後部左側側板内側に設けること。 サーチライトにあっては、本市が支給する。
	(3) 後部ステップ	一式	ステップはなるべく内部へ凹型にならない形状とすること。
	(4) ナンバーの取付け	一式	車体後部適正な位置に取り付けること。
	(5) 車体後部・左右両側面	一式	シャッターを設けること。
6	ボックス類		
	各ボックス共通事項	一式	①大きさは最大限とすること。 ②ボックス内部に2分割以上で取外し可能なすのこを敷くこと。 ③すのこの隙間は、工具等落下しない程度とすること。 ④ボックスの開口部と扉が接触する部分には緩衝用ゴムを取り付けること。 ⑤底部には有効な水抜き穴を設けること。

7	その他		
	(1) 積載品取付装置	一式	①脱着容易な構造とすること。 ②機能は確実なものとする。
	(2) 電装品等	一式	各種電装品等を装備すること。

5 車両積載品及び付属品等

☆=分団名を記入すること。

▲=取付位置

数量=車両1台当たり

番号	品名	数量	備考
1	消火栓開閉金具 (取付装置付き) ☆	一式	①地上式消火栓鍵(茂又式)×1 ②地上式消火栓鍵(静岡式)×1 ③望月モータース T-3型スピードキー×1 ④岩崎製作所 MH型キーハンドル(日の出式同等品)×1 ⑤井戸鍵(T型)×1 ▲車体後部右側側板外側
2	ホースカー	一式	静岡第30分団足奥の車両は、下記仕様のホースカー(一式)を取付けること。 ①加納式 ②後部ステップ上へ積載する構造とすること。 ③65mm×20mホースを、7本以上収納できること。 ④狭隘地での使用を考慮し、極力幅を狭くすること。 ⑤周囲 ア 左右:パンチングプレート張り イ 前、後及び底=適正厚(概ね1.2mm程度)の鉄板張り ウ 蓋:概ね幅30mmフラットバーの縦張り ⑥左右、前、底及び蓋の内側に防水処理したシートをひねり式フック又は面テープで取り付けること。 ⑦本体と蓋をつなぐ蝶番は、管そうを取り付けた状態での使用を考慮し、十分な強度を持ったものを使用すること。 ⑧蓋の固定金具は、ステンレス製のアオリファスナーを使用すること。 ⑨前面右側に、分岐金具取付金具を取り付けること。 (分岐金具については本市が支給:ヨネ分岐ボールバルブWB-65・65) ⑩ホースカーを置いたときに、えん木の下側に手を挟まないような構造とすること。

			<p>⑪ホース積み込み時に、ホースカーが水平になるストッパーを取り付けること。(常時は収納、パイプ状)</p> <p>⑫タイヤは折り畳み式又は、跳ね上げ式とすること。</p> <p>⑬固定装置はダンプカーの後部バタ板固定装置を流用した物と鎖の2重とすること。</p> <p>⑭固定装置は手などを挟まないために夜光塗料等で明示すること。</p> <p>▲車体後部</p>
3	標準管そう (取付装置付き)	1本	<p>ヨネ：PP-65A・EXS.L 本市が支給する。</p> <p>▲車体後部シャッター内</p>
4	無反動管そう (取付装置付き)	1本	<p>ヨネ：無反動管そうα PL-65 ▲車体後部シャッター内</p>
5	噴霧ノズル	2個	<p>ヨネ：NV-65W・II 1個は本市が支給する。</p>
6	ホースブリッジ☆ (収納装置付き)	1組	<p>大阪ゴム：スーパーS (2個で1組) ▲助手席側後輪後側</p>
7	ホース背負器 (取付装置付き) ☆	一式	<p>純正カバー付 65mm 3本用 ▲車体後部左側側板</p>
8	スコップ (取付装置付き) ☆	1本	<p>鉄製柄の剣先スコップ ▲後部シャッター内</p>
9	とび口 (取付装置付き) ☆	2本	<p>①長さ概ね1.8m ②グラスファイバー製 ▲車体上部取付</p>
10	金てこ (取付装置付き) ☆	2本	<p>①長さ概ね0.8m×1 ②長さ概ね1.2m×1 ▲車体後部シャッター内</p>
11	強力ライト☆	1個	<p>ハタヤ：PEP-03D (乾電池付き)</p>
12	消火器 (取付装置付き) ☆	1本	<p>粉末ABC (6kg入) 自動車用 ▲車体後部シャッター内</p>
13	車輪止め (取付装置付き) ☆	2個	<p>硬質ゴム取手付き (黄色)・小型 ▲車体右側 (2個集中取付)</p>
14	燃料携行缶 (取付装置付き) ☆	1個	<p>シヤシの使用燃料により以下を選定する。</p> <p>①軽油 矢澤産業：YB-20 (軽油表示)</p> <p>②ガソリン 矢澤産業：YR-20 (ガソリン表示) ▲車体右側シャッター内</p>
15	燃料携行缶取付装置	一式	<p>矢澤産業：YR-10 (ガソリン表示) 本市が支給する ▲車体右側シャッター内</p>

16	分岐金具取付装置	1 個	ヨネ 分岐ボールバルブ WB-65・65 本市が支給する。▲車体後部シャッター内
----	----------	-----	---------------------------------------------

6 電装品等

数量=車両 1 台当たり

番号	品名	数量	備考
1	特殊電装品		
	(1) 電子サイレンアン プ	一式	①大阪サイレン TSK-D251 又は TSK-D252 ②内蔵の赤色灯スイッチを使用すること。 ③助手席用マイク：DX-256S ④運転席用フレキシブルマイク
	(2) モーターサイレン	一式	①大阪サイレン：5 型 ②散光式赤色警光灯に内蔵
	(3) 散光式赤色警光灯	一式	①大阪サイレン（白標識灯）NF-ML-VA2M-HA1 又は NF-ML-VA2M-HA2 ②純正自在金具により取り付けること。 ③ベース車両のキャビン形状により、②によ る取付けができない場合は、適正金具で取り 付けること。 ④50Wスピーカー×2 及び電動サイレン内蔵 ⑤標識灯は前照灯（スモールも含む）と連動 し点灯すること。 ⑥キャブーフ上部中央前側へ取り付けるこ と。
	(4) 点滅式赤色警光灯 （前部）	一式	大阪サイレン LFA-50 フロントパネル付近左右対称に取付け、機関 員の前方確認に支障のないようにすること。
	(5) 点滅式赤色警光灯 （後部）	一式	①大阪サイレン LFA-50 ②保護枠付き ③後部ボディー左右へ取り付けること。
	(6) 車両自動充電装置 （カバー付き）	一式	マグネットコンセント・ケーブル 10m 設定がある場合、マグネットコンセントケー ブルが車両に接続された状態の時にはエンジ ン始動ができない機構とすること。 設定がない場合、キャブ内へ警告灯を設ける こと。
2	照明装置等		
	(1) 作業灯	二式	①LED 式 ②伸縮回転式 ③タンブラー式のスイッチ（周囲保護枠付） ④スイッチは、取付位置の周囲で、保護装置

			を取り付けること。 ⑤車体後部左右へ取り付けること。
	(2) ボックス灯	必要数	小糸製作所 LED カーゴランプミニ又は同等品をボックス内に取り付けること。 シャッター連動で取り付けること。
	(3) その他の照明	必要数	その他、ぎ装上照明が必要な箇所が生じたならば、必要に応じた照明器具を取り付けること。
3	スイッチ類及びヒューズ		
	(1) スイッチ位置等	一式	運転席及び助手席から容易に操作できる箇所とすること。以下(2)～(5)共通とする。
	(2) 盗難防止用スイッチ	一式	①スターターモーターへの電力をカットオフ可能なこと。 ②モメンタリ方式
	(3) 運転席側モーターサイレンスイッチ	一式	オルタネイト方式 (トグルスイッチとすること。)
	(4) 助手席側モーターサイレンスイッチ	一式	モメンタリ方式
	(5) 警告灯 (点灯確認灯)	一式	①ボックス灯(半ドア警告灯と同様な形式) ②作業灯 ③自動充電装置接続(必要な場合のみ) ④灯火の種類はLED等とすること。
	(6) 表示	一式	各スイッチ及び警告灯は絵柄等の表示をすること(盗難防止用スイッチは除く。)
	(7) 特殊電装品ヒューズ	一式	①ヒューズボックスにて取り付けること。 ②電装品の種類を明示すること。 ア 後部座席下部へ集中取付けとすること。 イ やむを得ず分散する場合はヒューズ部に他箇所の位置、種類を明示すること。
4	無線(詳細は1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時)		
	(1) 無線機の取付け	一式	①消防用無線機等を本市の指定する位置に取り付けること。 ②他の車両からの移設又は本市の支給品の取付け等については、1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。 ③取付けに際し必要な機器は、受注者が必要量負担し取り付けること。 ④キャブ内に取り付けること。
	(2) 無線アンテナの取付け	一式	①他の車両からの移設又は本市の支給品の取付け等については、1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。 ②取付けに際し必要な機器は、受注者が必要

			量負担し取り付けること。 ③ルーフ上部に取り付けること。
(3) 操作器・送受話器の取付け（車内）	一式		操作器・送受話器を取り付けること。 取付位置等については1-5-(1) 打合せ時又は1-7 中間検査時に指示する。
(4) スピーカーの取付け（車内）	一式		スピーカーを取り付けること。 取付位置等については1-5-(1) 打合せ時又は1-7 中間検査時に指示する。
(5) 配線工事	一式		極力室内に露出しないようにすること。ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護処置を施すこと。
(6) 注意事項等			電波法に基づく、事務処理を行うこと。 無線障害（雑音）防止のため、アースボンディングを必要に応じて施工すること。また、事故防止のため電源ケーブルのバッテリー側には、ヒューズ又はヒューズブルリンク等を設置すること。

7 塗装、メッキ、名称の表示及び文字記入

1 塗装		
摘 要	詳 細 等	
(1) 箇所	①メッキを施す部分を除き、金属部分は全て塗装をすること。 ②ホイールは除くこと。 ③プラスチック類等は塗装しないこと。 ④フロントバンパーは材質が、プラスチック類等でも塗装すること。但し、塗装が剥離しないように密着に注意すること。 ⑤詳細はベース車両により後日指示する。	
(2) 下地処理	①塗装下地はショットブラスト等により、完全にサビ、異物等の除去をすること。 ②プライマー、サフェーサーの施工及び水研ぎ等の処理をすること。	
(3) 部品等の脱着	部品等で取り外し可能なものは全て取り外して塗装すること。	
(4) デカールの剥離	車名等のデカールは全て剥離すること。	
(5) マスキング	非金属部分等の塗装しない部分への塗料の付着等は充分注意すること。	

	(6) 塗装施工及び仕上げ	①塗装は異物等の付着、タレ等が無いようにし、完璧な仕上げとすること。 ②完全に乾燥させること。		
2 塗装色				
	箇所	指 定 色		
	(1) 外部塗装・バンパー・ホースカー	①朱色（関西ペイント XC-327-F13 ウレタン PG60 又は同等以上） ②同等以上の場合、車両外面の塗料は VOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛等）を一切含んでいない等、環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。 ③シャッターは塗装しない。		
	(2) ボックス内部	グレーまたは純正色		
	(3) その他	黒		
3 メッキ				
	適 要	詳 細 等		
	(1) 箇所	①必要な箇所にメッキを施工すること。 ②本市の指定する箇所		
	(2) 下地処理	①メッキ下地はショットブラスト等により、完全なサビ、異物等の除去をすること。 ②必要な研磨加工の処理をすること。		
	(3) メッキの材質、施工仕上げ	①メッキは容易にサビないこと。 ②表面には凹凸がないようにすること。		
4 名称の表示				
	適 要	詳 細 等		
	(1) 表示する器具等	①スイッチ類 ②その他本市の指示する箇所		
	(2) 表示の方法	①容易に剥離等ないようにすること。 ②金属板等又は印刷等で表示すること。		
	(3) 表示内容	①絵柄表示を主とすること。 ②ON、OFF ③入、切 ④名称 ⑤その他本市の指示する表示		
5 文字入力				
注意 ①屋外装飾用粘着テープで施工すること。 ②本表に関し、静岡第 30 分団 足奥 →車両 1 清水第 11 分団 鳥坂 →車両 2 と表記する。				
位 置	車 両	文 字	寸 法	備 考
(1) キャブ左右 (後部ドア)	車両 1	静岡市消防団 静 岡	概ね 100mm×100mm	丸ゴシック体 白色

	車両 2	静岡市消防団 清 水		
(2) キャブフロント(運転席側)	車両 1	静 岡	概ね 80 mm×80 mm	丸ゴシック体 白色
	車両 2	清 水		
(3) キャブフロント(助手席側)	車両 1	足 奥	概ね 80 mm×80 mm	丸ゴシック体 白色
	車両 2	鳥 坂		
(4) 左右ホースボックス(上下2段に施工)	車両 1	30 足 奥	数字 概ね 300 mm×200 mm 置場名 概ね 80 mm×80 mm	丸ゴシック体 白色
	車両 2	11 鳥 坂		
(5) 標識灯	車両 1	静岡第 30 分団	標識灯の幅に 準じる。	丸ゴシック体 黒色
	車両 2	清水第 11 分団		
(6) 車両積載品	車両 1	静岡 30 足 奥	品に応じた寸 法	「5 積載品及び 付属品等品名」 ☆印に記入 丸ゴシック体 白色
	車両 2	清水 11 鳥 坂		

8 予備部品

数量=車両 1 台当たり

番号	品 名	数量	詳 細 等
1	予備電球	各 1 個	シャシ及びギ装用に使用している各電球(赤色警光灯、ヘッドライト等)に対して付属すること。
2	予備ヒューズ	右による	①シャシ及びギ装部分 ②各規格の取付け数の 1 / 2 以上
3	タッチアップペイント	適量	①車両塗装色・小傷補修用 ②200cc 程度塗料用小缶に入れる。